

## 公共工事施工上の留意事項

市が発注する公共工事を受注した事業者は、工事を施工するにあたって次の事項に特に留意していただき、関係諸法令を遵守し、公共工事の適正かつ円滑な執行に努めてください。

### 1 一括下請負(丸投げ)の全面禁止

建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、一括して他の者に工事を請け負わせることは全面的に禁止されています。

### 2 市内業者への下請優先発注

下請施工を必要とするものにあつては、市内業者への優先発注に努め、建設業の許可の適用除外となる軽微な工事を除き、許可を受けた建設業者を選定してください。

また、施工に必要な各種の建設資材、建設機械等の購入又はリースについても、できる限り市内業者を利用するよう配慮してください。

### 3 元請下請取引の適正化

下請負人との関係においては、トラブルが起こらないように誠意をもって対処し、下請契約に際しては、建設工事標準下請契約約款またはこれに準じた内容を持つ契約書による契約を締結するとともに、自己の取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない額を下請代金としないようにしてください。

### 4 下請負人に対する配慮

元請人は注文者から前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。

特に、公共工事においては、発注者（下請契約における注文者を除く。）からの前金払は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず、前払金制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を速やかに現金で前金払するよう十分な配慮をしてください。

### 5 適正な労働条件の確保

建設業に従事する労働者の雇用にあつては、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法等の関係諸法令を遵守し、労働条件の改善及び労働災害の防止に努めてください。

### 6 労働者の事故防止

労働者の事故防止については、自社の労働者はもとより下請負人がある場合は、その労働者も含めて保安教育及び工事現場内の保安設備の点検等を行い、事故防止に万全を期すよう十分配慮してください。

#### 7 工事関係車両による事故防止

交通安全管理については、工事関係車両による無事故を期するとともに、過積載の違反防止をはじめ機械等の保管及び運行管理を適正に行い、運転者に対しては交通法規を厳守するよう配慮してください。

#### 8 建設廃棄物の適正処理

建設廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」などの諸法令に基づき適正に処理してください。

#### 9 暴力団等からの不当要求行為排除

工事の施工にあたり、暴力団等からの不当要求及び工事妨害を受けた場合は、その旨を発注者に直ちに報告するとともに、所轄の警察署に届け出て下さい。

また、下請業者から、不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた旨の報告を受けた場合も同様に対応してください。